

一宮町複合施設建設推進委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年10月28日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町告示第61号

一宮町複合施設建設推進委員会設置要綱の一部を改正する告示

一宮町複合施設建設推進委員会設置要綱（令和7年一宮町告示第54号）の一部を次のように改正する。

別表中「建築、子ども・子育て支援、社会教育又は社会福祉に関し優れた識見を有する者 3名以内」を「建築、子ども・子育て支援、社会教育又は社会福祉に関し優れた識見を有する者 4名以内」に改める。

附 則

この告示は、令和7年10月28日から施行する。